

令和4年11月 教育委員会定例会議事録

- | | | |
|----------|--|--------|
| 1. 日 時 | 令和4年11月24日（木） 午後2時00分開会
令和4年11月24日（木） 午後3時00分閉会 | |
| 2. 件 名 | 河南町教育委員会定例会 | |
| 3. 開催場所 | 河南町役場 庁舎4階 大会議室北 | |
| 4. 出席委員 | 教 育 長 | 中川 修 |
| | 教育長職務代理者 | 西川 幹雄 |
| | 委 員 | 藤原 充 |
| | 委 員 | 高井 美恵子 |
| | 委 員 | 杉田 みはる |
| 5. 事務局職員 | 教・育部長 | 湊 浩 |
| | 教・育部副理事兼指導主事 | 内山 裕生 |
| | 教育課長 | 中海 幹男 |
| | こども1ばん課長 | 山田 恵 |
| | 給食センター所長 | 梅川 茂宏 |
| | 生涯まなぶ課長補佐 | 安達 信介 |
| | 教育課長補佐兼指導主事 | 柏木 俊介 |

(審議内容)

教育長	<p>皆さんこんにちは。11月は振り返ってみますと、こうしてお会いできる回数が非常に多かったと思います。最初は文化祭典、それから先日は、3年ぶりの南河内地区教育委員の方との研修会で近つ飛鳥博物館の方にも行っていただきました。そして今日と、いろんな情報交換できる月だったなと思います。</p> <p>前回と同じような挨拶になるかもしれませんが、やはり秋は、季節柄もいいし、いろんなものを見る、見学できるということという部分もあって、そういう意味での文化であるとか、教養を深める本当にいい時期だなと思っています。</p> <p>学校現場の時は、休みの日ってなかなか落ち着かないという感じだったのですが、今年はどこかで紅葉を見に行きたいなと思っていたのだけど、結局は行けませんでした。</p> <p>テレビとか見ても、紅葉はすばらしい。かなん桜の校長室からちょうど運動場越しに、山が見えるのです。12月中旬ぐらいかな。あの山が、ものすごく綺麗です。</p> <p>緑と、黄色とかオレンジ色が帯みたい。</p> <p>そんな大好きな秋も終わり、来週から雨が降ると聞いています。朝も本当に冬という感じになってくるので、体調は当然気つけながら、残りの秋を十分皆さんも楽しんでいただきながら、いろいろ情報交換しながら、ここでの話を深めていけたらなと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>それでは、令和4年11月教育委員会定例会の開催をいたします。</p> <p>まず初めに本日の定例会につきまして、傍聴の方おられません。本日の出席者は5名です。定足数を満たしていますことをご報告いたします。</p> <p>次に、会議録署名委員は河南町教育委員会会議規則第17条の規定により、</p>
-----	--

	藤原委員に決定してよろしいでしょうか。
委員全員	———異議なしの声あり———
教育長	<p>ご異議ないようですので、会議録署名委員は藤原委員に決定いたしました。それでは議事を進めさせていただきますが、本日は議案がありませんので、「第2. 諸報告・その他」に進めさせていただきます。</p> <p>まず(1)「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン案に関する意見募集の実施」について、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1)「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン案に関する意見募集の実施」について</p> <p>資料に基づき説明</p>
教育長	何かこのことについて、確認とかご質問とかありますか。
事務局	<p>参考としまして、今現在本町の部活動に関する方針、これが1-10になります。このガイドラインの中の概要については、もともとの大きなところは変わっておりません。いわゆる地域移行のところはプラスアルファとなっております。それと地域クラブとの連携をどうつけていくんだという大きなところが示されて、最後に地域で子供たちを育ててくださいというような締めくくりがあります。</p> <p>この今回の部活動の地域移行については、少子化の中での持続的なクラブ活動、プラスアルファ教職員の働き方改革の大きなこの2本柱になっております。ただ、前回6月の定例会でもお話をさせていますが、指導要領の見直しはされておられません。</p> <p>その中で、いま一度、過去の資料を見ていただいたら結構と思うのですが、やはり学校の先生がその指導要領を見たときに、管理職を見たときに、このクラブ活動をポツと切れるような内容にはなっておりません。</p> <p>本町中学校の教員につきましても、一生懸命責任を持ってクラブ活動に携わっております。</p> <p>その中で、地域移行という形で提示はされておりますけれども、やはりそういったところも総合的なところで整理をしないと、学校、またこの教育委員会、当然我々、指導助言する事務局の方もなかなか難しいところがあります。</p> <p>近隣市町村から国内も含めて、先行的にいろんな協議会を設けて話しようかという動きがありますが、実際この前指導主事の方もいろんな会議の中で、町村等でいろんなワーキングの中でも、みんな戸惑っている、大阪府自体も戸惑っているようです。</p> <p>大阪府の役目としては、ある程度人材バンク的なものを整備して、各市町村</p>

	<p>の教育委員会に提示をしてしかなければならないものもございます。</p> <p>この先ほど言いました本町の平成31年3月に策定しております、部活動の方針につきましても、まず都道府県が方針を示してそれを参酌しながら地域に合った形でのこの部活動方針の見直しという形にはなってきます。</p> <p>そこら辺でなかなか我々、事務局としても、整備をするにしても、どこの大きい市も一緒です。やはり受け皿が非常に難しいところで、これをどうしていったらいいのかと。</p> <p>ただ国は集中的に土日の地域移行という形で期間を設けておりますけども、実情としては、なかなか難しいのではないかなと事務局としては、今考えております。</p> <p>といえども、こういう方針が出されましたら、やはり子どもたちに不利益を生じない形で、いろいろ検討していかないと思いますが、どこから手をつけようかなというのが現状です。</p>
教育長	<p>現状も含めて、丁寧に説明してもらいました。指導主事から付け足すことはないですか。</p>
事務局	<p>今課長から話があったのは、市町村の指導主事の集まりで交流したのだけど、所属する中学校数が、1なり2であるので、割とその辺りは小回りきく部分は良さかなという部分があります。でも自治体が小さければ小さいほどその利用できる団体ってなかなか少ないのが現実なのですけども、近隣の市町の動きも見ながら、進めていきたいなと思っています。</p> <p>南河内の市と町村でどうなるかという、反応は同じようなところで、なかなか人材がいらないなというところがあります。</p> <p>正式な確認じゃないのですが、担当者が口頭で聞かしてもらったところ、やはり地域の指導できる団体というのが、自分がやるという社会教育のような形で、自分が関わる団体はあるけれども、それをいざ子どもたちに指導する既存の団体があるかという、やはりそのあたり少ないのが現状かなというところではあります。</p> <p>ゆくゆくは地域にいて、すべてボランティアというわけにはいかない。例えば、1時間当たり1,000円であるとか、それから土曜日半日でいくと4時間になると、それを人数×すべてのクラブ数×中学校数になると。それを受けた予算の準備等なかなか厳しいなという話です。</p> <p>すべてのクラブがよーいドンではなかなか厳しいけども、せめて一つの中学校で一つの部活ぐらいから順々にやっていくかなというところが、そんな反応かと思っています。</p>
事務局	<p>今、生涯まなぶ課の課長補佐が来ておりますので、現状、この前文化祭典がございましたけれども、文化協会、それと体育協会、それとスポーツ少年団でございます。</p>

	<p>その辺が一つの地域移行の際に、受け皿になるだろう、もしくは、一つの先という形も検討の団体になるのかわかりませんが、一応その辺の今の団体数も含めて、状況だけ説明してもらいます。</p> <p>生涯まなぶ課から説明させていただきます。</p> <p>まず、町内のスポーツ団体なのですけれども、大きく二つに大別されます。まず一つは河南町の体育協会、二つ目がですね、河南町のスポーツ少年団、こちらの二つに大別されます。</p> <p>所属する団体でございますけれども、まず、河南町体育協会では、9つの連盟が所属しております。</p> <p>活動内容を順番に読み上げさせていただきますと、ソフトボール、軟式野球、スキー、卓球、バドミントン、バレーボール、グラウンドゴルフ、テニス、バウンドテニス、こちらの9団体が河南町体育協会に所属しております。</p> <p>続きまして、河南町のスポーツ少年団でございますけれども、先ほど申し上げました通り8団体ございます。</p> <p>その8団体の内訳が、河南町のサッカークラブ、河南少年野球クラブ、河南リトルシニア、河南ミニバスケットボールクラブ、リバーズFC、こちらサッカーです。誠拳館空手道河南支部、河南剣心会、そして河南 JTC、一番最後がジュニアテニスです。こちらの8団体がスポーツ少年団に所属しております、先ほど教育課長からも申し上げた通り、地域移行の受け皿の可能性が出てくるのではないかと考えています。</p>
事務局	<p>文化協会につきましては、現在22団体ございます。</p> <p>チアのチームは、結構子どもたちは若いのですが、その他については高齢化の中でされているところが多いということで、今回の文化祭典でも活動が休止の中で、なかなか参加もできないところもありました。</p> <p>いずれにしてもこの地域移行でお願いするとなれば、その辺の団体さんが子どもを預かっている間に責任等々持ってきますので、そういったところもいろんな責任が残るとなれば、団体さんの方もそれなりの覚悟と指導力を持って受入れてもらわないといけませんので、これは非常に難しいだろうなと思いつつ、その中でいろいろ連携をしている大教大もございますし、本町には芸大もございますし、近隣の大学でも、教育学部持っている大学がありますので、そういったところにも投げかけながら、いろんなところ模索をしていきたいなと思っています。</p>
教育長	他に何か聞いてみたいことありますか。
委員	例えば河南町としてのパブリックコメントは、出すことできるのですかね。
事務局	今のところは、国民への意見聴取なので。我々別ルートから、例えば予算計

	<p>上したり要望したりとか、こういう形ありますけども、一旦このガイドラインにあたって、これ意見募集ですので、そこで、回答いただく団体としていわゆる河南町として河南町教育委員会として、そこはそぐわないかなとは思っています。</p>
委員	<p>予算的な裏付けとか、国がこれだけの支援をするとか、情報もわからない。丸投げのような、地域で頑張ってくださいよというような気がしないでもない。</p>
事務局	<p>国の方からも、いろんなコーディネーターとか指導員にかかる費用をみますとの形で補助金の提示はあります。</p> <p>ただ補助金を活用とするとなれば、この当の教育委員会の方である一定の方針が出て、来年度当初予算も含めて方向性が出ているのであれば手を挙げるのですが、なかなか今、先ほど言いましたように、いろんな課題も当然ありますし、課題整理で時間を要すると思います。</p> <p>子どもたち、生徒たちが一番不利益を生じないような形をとるには一番どういう方法がいいのかと。ただもうこれ地域移行だけ出てしまっているの、そこら辺も含めてやらないといけませんので、今、委員がおっしゃったことについては、ある程度国の方は、例えば地域移行に対して協議会が必要なので、その費用を出しますよ、だから構成員誰にするかという話なのです。そこからの整理が必要ですけども。非常にいろんなものをすべて一回吸い上げて、その中で、学校の意見も聞きながら、学校の意見の中でも教職員の働き方改革当然ありますし、もうそれよりも子どもたちのいろんなスポーツや文化に触れるということが一番重要なこともありますし、なかなかすぐにはいかないのかなあと思っています。ある程度整理をしながら、ロードマップを作成したいなと思います。</p>
委員	<p>とりあえずは府からのガイドラインを待つ。</p>
事務局	<p>待つのもありますし、我々は常に近隣市町村、府内の市町村の状況を集めながら、河南町ではいったい何ができるのだというのを模索しながら進んでいくしかないのかなというふうに思います。多分これ先頭切っていくのはなかなか難しいと考えています。</p>
委員	<p>方向的にはわかるのだけでも、どこから手をつけたらいいのかわからない。例えば体育協会なんかはどっちかと言うと、例えばソフトの好きな方とか、バレーボールが大好きな方とかがやっておられる。</p> <p>でも一方スポーツ少年団は子どもたちの指導をどっちかとして主にしておられる。</p> <p>だからそういう意味で言ったら、どことくつつくのがいいのかなあとかです、そういうことも、単にこういう団体があるから全部それが、この地域、クラブに移行できるかどうかということで、いろいろ問題もあるだろうし、なかなか難</p>

事務局	<p>しいと思います。</p> <p>国の方も、先ほど資料 1—5 で、その趣旨の説明の中で、一番上に来ているのが、少子化が進む中で、スポーツ文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するために、部活動の改革という言い方をしているのです。河南町においては、今幸いにして、複数学級があつて、それにクラブの人数がいますので、まだできるのかなと思います。ただ、近い将来、河南町も子どもの数が減っていきます。</p> <p>それを見据えながらやっていかないと考えていますけども、いろんなやり方があつて、自治体が民間のそういう指導できるようなところ、ぼんと委託をして、学生、生徒に必要なところ行って、というやり方もあれば、団体に来てもらつて、お手伝いしてもらえらるような方法もあるし、逆に手を挙げてもらった団体にまかせる方法もあるし、いろいろあるんですけども、どれがいいと、なかなか今答えを出せるような資料が全くございません。それぞれいいところはあります。</p>
委員	<p>人口が減っていく中で、先生方の働き改革を考えながら、持続可能な学校教育現場この構築と絡めながら、どうあるべきかというタイミングだと思うのですよ。</p> <p>国からの指針というのはいつまでにすべきかことじゃなくて、順次準備のできた自治体から走っていいって状況なのですか。</p>
事務局	<p>そうです、5年から7年が、改革集中期間の形で、実際に一部、都道府県の学校ではやっているところは実際あります。ただそれが河南町に当てはまるかと言ったら別の話です。</p>
委員	<p>私も今テニスとスキー指導している指導者でもあるんですけども。この問題というのはレジュメにもありますけれども、ポイントが3つほどあつて、一つ目は、子供たちを指導育成するリーダー指導者の確保。これが一番大切です。二つ目は、施設の整備なのですよ。河南町で硬式テニス・軟式テニスをみた場合に、そこにある全天候型のオムニコートが三面あるのみなのです。あとクレイコートなんかないですよ。そうするとその3面を今現実には、河南町テニス連盟の方が常時使ったり、我々愛好者の一般がエントリーをして予約をして使ったり、あと見ていますと河南町の軟式庭球があのコートで練習しています。それが現実として動いています。その中にこの問題を投げかけたときに、現実問題として河南町のこの軟式・硬式を練習するコートが3面しかないという現実を考えると、やはり施設としては不足状態になります。絶対。だからその辺も、町の財政の問題もあるから、なかなか急速には施設の問題がいかないの、まずは私の意見ですよ。まずはかなんかの広報かなんかに出して、教育委員会からのメッセージとして広報に、河南町在住の方で、年齢を問わずに、例えば学校</p>

今クラブとしてスポーツ動いているテニスとかソフトボールがいろいろありますよ、

それについて、過去にそのスポーツの大学を出られたり、現実に趣味として継続して頑張ってもらってる、将来子どもたちを指導するリーダーとしてエントリーされる方を募集しています的なことをPR一度されて、どれぐらいの人材が河南町にいらっしゃるかということ把握してもいいのかなと思います。まず1点として、施設の問題はそのあとでいいと思います。やっぱり財政問題かかってくるのは。

そういう動きを僕は決めて迅速にどれぐらいのコーチ力があると指導力がそれだけあるということをお互に分かれば、次の対策にまたステップアップできていくわけですから。まずは、河南町にどれぐらいテニスやスキー例えば、武術そういうものを含めて、どれぐらいの過去の指導者経験者、愛好者いらっしゃるかということをお互に分母をつかむ作業をしていただいたらどうかと思います。私の意見です。

教育長

他何かこのことについてご意見ありますか。

委員

今、中学校のクラブ活動というのは、絶対入らないといけないものなのですか。

事務局

ではないです。

委員

だから、学校教育の一環だけど、あくまで自主的にやりたい子のために、やってくださいというそういう解釈でいいのですよ。

事務局

だから言葉悪いのですが、どっちつかずの指導要領になっています。学校は積極的にやろうというものがあればやればいいのですけども、いや、これを冷静に見たときどうだろうというのがここに出てくるのですよ。

一つ。そしたら地域に任せるときに、いろんな問題出てきます。

いわゆる子どもを預かるわけですよ。そしたらその人に責任がのるわけですよ。もしケガをして、それは後遺症が残るようなもの、誰が責任取るということもあって。今の学校の教育課程以外でやっているものも、学校の中でやっているもので、もし何かあったときには、いわゆる公的なところでの補償になってきますが、地域移行した時、それを責任がもし何かあったときに、誰が責任取るのだという話をしたときに、受け側としてはこうなるのですよ。

例えば地域じゃなくサッカーとかいろいろありますよ。

ここで例えばボールが当たって失明しました。だれが責任取るのか、これ学校は関係ないですよ。この指導者とかその団体が責任を負わなければならないのですよ。こういったところの整備をしないと、なかなか前に進めないのです。ボランティアに来て、ボランティアやから言っても、その人のやったことに対

	<p>して責任がのりますから。こちら辺が非常に難しいのかな。</p> <p>その次に、いろんな設備の問題、施設の問題という話になるのかな。</p> <p>だから、先ほど委員から募集の話もあったのですが、これ言ってきた時に多分この話をしたときに、これはって話しになるのですよ。その責任を負わされたなど。</p> <p>今は例えば文化協会なり体育協会で行っている人はどっちかと言うとサークル的なもので、自分たちが納得して行っているので、でもその中でも責任問題が発生します。</p> <p>今度はこれをこの地域移行で子どもを預かった時に、もしけがしたと、誰が責任取るのだというときに、それをしっかりと整備をしていかないといけませんので。なかなか、一足飛びにはいかん、ある程度整理をしながら進めていかないと難しいのかな。</p> <p>だから今は、例えばうちの生涯まなぶ課で管轄しているところはどんな団体があって、これは受け皿になりうる団体なのかどうか、今は単純にこれだけありますよということだけなので。</p> <p>次にいやこれ、例えば大教大さんもあるけども、いや学生を派遣しても責任を負えてなんか無理ですよ。</p> <p>どこが主体になるとなり、なかなか非常にこの指導要領が中途半端に残っていることによって、片ややらなければならないのだけれども、それで大分いろんな整理をしないと。難しいかなあと思いながら。</p>
委員	<p>結局教科でもないし単位でもないということでもんね。</p> <p>今のその保険のお話だけで言うと、うち河南少年野球と河南シニアと両方入っているの。在籍するとなればもうそういうのが全部、署名させられますし、保険も別に入るので、在籍させるという形で移行して行くのだったら、もうそのクラブで、その責任問題というのはある程度処理できるように、ここの団体さんの名前聞いたところ、多分みんなそういうことはちゃんとしておられるのではないかという感じはするのですけど。</p> <p>それと、学校のクラブを一つにするかってなったときに、すごく活動に対する温度差とか、もちろんそのキャパシティの問題もありますし人数何人入れるという。かなり厳しいなあって思いながら話を聞いていました。</p>
委員	<p>指導主事からすると。現場の学校、中学校の先生方のご意見から言うと、どんな感じなのですか。地域移行に関しては。</p>
事務局	<p>例えば、2、30年前の現場で聞いた時どうかというと、おそらくそれは部活動を子どもたちの身につけさせたい力とか生徒指導上の、原動力というか、それで、やってみたいなということもありますけども、今やっているけれどもこの教育課程外ということがある程度わかっているところは、府の指導要領は変わらない状態なのですけども、でも働き方改革とかいうキーワードが出てきて、</p>

	<p>何となく僕の感覚でいくと、若い先生からすると、そこまで、しないとイケないのかと疑問に思いながらされているような教員がいるというか、結果的にそのクラブ活動ばかりに重きを置いてしまって、本質的に行う教科指導がおろそかになってしまうってことはあってはイケないことだと思うし。割とそうなるってことあると思うのです。</p> <p>でも部活動を売りにしているようになってきている教師も何となくいるような感じもするので。</p> <p>学校によりけりです、そういった部活動やってきた、自分もやっていきたいなんていう割合の方も多し学校もあれば、そうじゃないという学校もあるという形かなと思います。</p> <p>11月9日に、ある会で、中学校長会の会長さんがお話されて、今大阪市の現状についてということでお話聞いた中に、教員不足とかいろいろ課題があったのですが、そのうちの一つに、地域クラブ移行の話が出たのです。その時にそんな長くお話しされなかったのだけでも、これが進めば、中学校の先生の希望が減るだろうと。</p> <p>というのは、中学校の先生の中に、今おっしゃったように、かなりクラブに対する熱い思いを持っておられる現場の先生方がまだ、結構おられるという話をしておられて。</p> <p>そうか現場はそういう形で、地域移行が働き方改革でどんどん進めて欲しいと思っているんじゃないなという感じも受けたのですよ。</p> <p>その会長さんだけの話かも知れませんが。</p> <p>中学校でクラブ活動は、教育的の中身からしたら、生徒指導のことも含めて非常に大きな力を持っているのではないかと。ただ単に教科の学習だけじゃなしに、教育課程外であっても、すごく子どもに関わる教育は、大きいのではないかと、僕自身感想を持ったのです。</p> <p>だから、中学校の現場の校長先生や先生方はどういうふうにおられるのかなあというのが、1点気になったところなのです。</p> <p>ただ、若い先生が、それこそ土日なしで、と思っている人もひょっとしたらあるかも知れんな。</p>
委員	<p>「内外教育」という冊子があります。</p> <p>実際には管理職の指導の方向性によっては発言できない方もいらっしゃるみたいで、実際にこの改革について8割が、中学校の教職員についてはして欲しいと、大変だと、家庭が置き去りになっているというのが出ています。</p> <p>家庭大変なんやっとなかなか言いづらい部分もあるみたいで。</p> <p>だからそこら辺は整理をしないとイケないのかなと思います。</p> <p>これは事務局で指導主事とも話している。他でも話しているのが、クラブ活動用の教職員の加配をもらえば、本来の教職員で教科の方に力を入れたり、学校で問題起こった時の対策に行けると、別枠でクラブの活動をやる先生がおれ</p>
事務局	

ば、すべて収まるのではないかと、中途半端に民間にお願いするというところをここで、学校がこれ責任持って子ども預かっているのに、先ほど委員がおっしゃったように、土日のクラブと平日に差が出てくると。指導にも温度差が出てくる。責任の所在がややこしくなっていく。子どもたちは誰についていったらいいかわからなくなってしまう。おっしゃるようにもう教育でいくのであれば、こういうところへ加配もらえて、それで教職員もらえば、充実した教育ができるのではないかとはいえます。

中途半端ではなく、そういうところで金を使って、加配をもらえればいいのかなどは個人的には思ったり、そういう話をしたりしています。

委員

今までのクラブ活動と違って、何か大会に出るとか、優勝を目指してとか、とかいうように、僕らのとき比べたら、かなり過激になるのではないかと。例えば、日曜日でも練習しようとか、みんなで本当に楽しむようなクラブ活動から、ある程度上を目指したようなクラブ活動になってくると違うかなという感じはせんでもないのですけども、その辺どうですか指導主事が見ておられて。

事務局

そうです。今、委員おっしゃったように勝利至上主義なんて言葉があるように、随分前そんなことを求めていたという、特に体育会系であったかもしれないけども、そうはならないようにと出てきているところです。

河南町で策定しております、先ほど課長からありました部活動のガイドラインにも書いておりますように、その対応を含めて、休養日を設けるとか、平日は少なくとも1回、土日1回設けるなんてところも含めて、入れているところがあるので、どうしてもそうになってしまうと、子ども達を追い込む、それがひいてはなんか体罰事案に繋がるようなこともあると思うので。そうならないように、教育課程外の部分での人間づくり、人間関係づくりという意味合いでも進めているところがあります。そうならないよという部分は、我々は言っていきたいなと思っています。

委員

分かりました。

委員

今の委員のクラブ活動がすごく教育上大切だというのは僕も賛同します。

私はもちろん教育関係者ではないのですけれども、スポーツを指導者していると思うのは、教えるということがこのスポーツの現場ではすごく生きるのですよ。

どういうことかという、教えるというのは、習う側の相手を納得させて、行動を変えさせて、その変えさせた行動を持続させるってことで意味が出てくるわけです。その意味で私がやっていることは、よく青少年指導員でもいいのですけども、トライアンドエラーって言っているのですよ。挑戦をさせて失敗してもいいからどんどん挑戦してくれ、一步踏み出してエラーしたらいい。そのトライアンドエラーの積み重ねが工夫であり、努力することによって、改善し

ていくことによってその子どもどもたちはすごい達成感を得ることができるのですよ。これは学科では得られない、子どもたちの達成感なのです。だから私はこの部活というのは、いろんな考え方がありますが、やはり形を変えてでも、学校現場ではなくすべきではないというふうに僕は思います。

これを見ますと、先ほど事務局から責任問題のご発言ありました。

これ私その責任問題の現場で仕事として、携わって40何年になりますので、一つ学校現場で非常に問題が起こっています。ずっとこれ長年続いている問題です。

体育の授業中に、サッカーであれば蹴ったボールが相手の顔面に当たって、眼鏡が割れて、眼鏡も破損して、ケガをしたって案件がうちの事務所に年間数件電話入る。学校現場から。

校長、教頭から掛かってきます。保護者がうちの子がケガさせた、学校の現場においてケガさせたと。学校責任取れと、治療費も全部払えというふうに怒鳴り込んでくる。藤原さんどうしたらいいのかというご相談が実は毎年のようにあります。いや僕はそれをどう処理するかと言いますと、すごく一つ間違っていることがあるのです。学校現場で。

いわゆる、ことは難しいですけど加害者と被害者ということを考えると、民法上の不法行為という問題なのですけども、この民法上の不法行為で民法709条という条例があります。

この709条という条例は、三つの要件を満たせば加害者と被害者が生まれる。

一つは、傷害事件が起こってしまう。その事件と、損害の間に因果関係がある。それと因果関係があって、被害者と加害者が、特に被害者が加害者に対して賠償責任を訴える。この三つの要件がそろったときに、709条上は、立証責任、要するに、責任問題として賠償する責任があるとなるのですけども。ただ、スポーツの現場で考えてみると、スポーツの現場で練習中とか試合中というのは、ボールが飛んでくる。バットを踏んで当てられる可能性もある。クロスプレーでぶつかってひっくり返る可能性もある。これは、予知できることです。予見できて、こういうことがあるなんてことをプレーする人、先生方は予見した上で、練習しているわけです。

この現場に考えたときに、試合中ゲーム中に事故があってもこれは民法上損害賠償責任発生しないのです。訴えられない。

そんなことを訴えたら、オリンピックで柔道してですよ、しめ技投げ技して骨折している現場っていくらでもあります。その時に骨折した相手は対戦者に対して損害賠償って訴えていますか。一切ないです。ああいうレベルになると。それをもっと下っていくと、そういうスポーツ現場において、いくらクロスプレーだったりボールがあれだけあたっても、それは皆さん危険を予知した、了解した上でしているわけだから、損害賠償は発生しない。学校現場のひとつの啓発として、ひとつ先生がたも保護者も理解をもっとして欲しいなと思います。

委員	<p>委員がおっしゃった通りなのですけども。学校現場でいうと、きちっと指導管理のもとでやる場合もOKなのですけども、指導管理が不十分でなったときの、けがの対応の時に、どうなのかということが、要するに管理責任が問われた時に、それが発生する。</p> <p>例えば、学校でサッカーしていたと、サッカーしてやっていてけがするのだったらいいけども、よそから石が飛んできて頭当たったと。というのは子どもたちが遊んでいて、偶然に当たったとか、そんな時に、本当に学校の、今言っておられたように、そういう中での責任を問えないということだけども、だから内容によって、管理責任が問われる場合は、そこそこ出てくるのですよ。</p> <p>だからむしろ、教師の指導をどうやってのとか、管理体制はどうなってたんとか、そんなところが問われたりすることも、僕も何回かあったので。</p>
委員	<p>あります。法律上は、賠償するケースもあります。保険加入されていたら、保険でそれは有責判定されて、保険金の支払いケースしているケースもあります。</p> <p>1番端的な例は、体育指導で指導した教官が、たまにあるのは、急用ができ、授業中ですよ、たまたま呼び出され急用が出て、体育の授業現場を30分離れてしまった。生徒だけで試合させたと。そこで事件が行った時に、これは指導者の監督責任が発生します。</p> <p>その場合に被害を受けた方が、学校及び指導した先生を相手どった場合は、これは損害賠償の責任が発生してきます。</p> <p>だから、基本的なラインとして、要するに、試合中、クラブ中、運動中というのはそういう危険があるのだよ、だから、僕本当不思議なのは、何で体育の球技をさせる時に眼鏡かけてさせるか、それは今だに不思議なんよね。</p> <p>眼鏡かけてさせてるのですよ。だから、あれどうなんかなあ。眼鏡外したら、それは見えないから。あんたその子に対して見学してくださいと。</p> <p>それもおかしな話だし、その対応学校現場でどうしているのやろうね体育の授業中、特に眼鏡かけている子については球技を。</p>
事務局	<p>それはちゃんと事前に確認をさせてもらっています。</p>
委員	<p>大きな問題ですね。</p>
事務局	<p>クラブ活動の体育の授業も、学校の教育活動の中であれば、スポーツ振興センターの保険の適用になります。</p> <p>一番問題なの物損です。物損については危険予知をできたものについてしっかりと教員が指導していますか。その上でやったのですよ。それを立証してください。そうしないと、物損の保険は適用できません。保険会社そう言います。</p> <p>だからそこは非常に学校が困るので、どうしようかって多分相談したいと思います。</p>

	<p>これも困るのですよね眼鏡、どうしても見えないからつけなければならない。たまたまボールがあたったと。これは危険予知できましたよとか。それはちゃんとどういうふうに指導されたのですか。それしっかり明記してください。それから保険適用するかしないかを判断いたしますってこうになってしまう。</p> <p>だから学校の先生方が困ってしまって、ケガは、これはもう保険が出るのでいいですよというけど物損が非常に困るのですよ。で、そこで多分委員の方に相談していると思います。</p> <p>保険の話からいろいろずっと当然付随するという話だと思うし、この場合は、今5人委員いて、事務局もいろんな情報も出してくれるのだけれど、今おっしゃっているようなことを、クラブ活動の意義、やってきたことの大切さとか、それも当然のことがあるので、それにプラス働き方改革もある。</p> <p>今国が5年から7年の集中期間とはいうものの、河南町教育委員会でも、今、十分情報を集めながら、できることを考えている状態だと思っています。</p> <p>そこでまたいろいろご意見いただいたら、それも合わせながら考えていくし、委員がおっしゃっていただいたような措置、或いは、例えばアンケートも一つの方法だと思いますので、そういったことを出していただいたら、実現可能な時にそれは一つの方法になってくるとは思いますし、さっき言っていた加配云々も。</p> <p>生涯まなぶ課の方から、うちの町内では今こんな団体がありますよ、と紹介もしてもらったので、スポーツ好きな人たちはこんなにいる、それを指導としてやっている人たちはこんなにもあるんだなという情報も得られるだろうし、その中で河南町としてどうしていくのかというのも、機会があると思います。</p> <p>今後これはまた継続していきます。国に対して、意見要望これは12月16日まで。また集約がおりてくるとは思いますし、参考にしていけたらなと思います。他、ありますか。よろしいですか。</p>
教育長	<p>次の(2)のその他、について、何か事務局ありますか。</p>
事務局	<p>生涯まなぶ課から、12月開催のイベントについて紹介させていただきたいと思います。</p> <p>お手元の配らしていただいています子供映画会チラシをご覧ください。</p> <p>教育委員会では、毎年12月の10日前後に人権映画会を開催しております。目的でございますけれども、法務省、国においてですね、12月4日から10日を人権週間といたしまして、その期間中に各関係機関や団体と協力して、全国的に啓発活動を展開し、人権尊重に努め高揚を呼びかけております。</p> <p>河南町におきましても、人権の大切さについて考えるきっかけといたしまして、人権に関する映画を上映して、そのために映画会を開催するものであります。</p> <p>今回、「すみっコぐらし、青い月夜の魔法の子」ということで、上映させてい</p>

<p>教育長</p>	<p>ただきたいと思っております。</p> <p>日時場所については、チラシの裏側の下の方をご覧ください。</p> <p>まず日時は令和4年12月11日の日曜日、ぷくぷくドームのホールにて上映いたします。</p> <p>2部制となっております、午前午後それぞれ映画を上映したいと思っております。</p> <p>この映画のあらすじなのですが、キャンプに出かけた主人公が、魔法使いと出会いまして、その魔法使いが魔法でまちを明るくしていくというものでございまして。その魔法使いと主人公の触れ合いや活動の中で、他者との繋がりや、お互いを尊重すること、また、母と子の繋がりや愛情を経験するものでございまして、この映画を通じて、子どもたちが人権を考えるきっかけづくり、そんな物語であるためにこの作品を選定いたしました。上映時間70分弱となっております。</p> <p>こちらの映画会の周知方法なのですが、12月の広報、またこども園や学校にチラシを配布しております。そのほか、公共施設、例えば庁舎や公民館、ぷくぷくドーム、かなんぴあにもチラシを設置いたしたいと思っております。その他LINEやホームページでも掲載する予定でございます。</p> <p>ちなみに令和3年度の実績なのですが、12月12日、日曜日に同じくぷくぷくドームで開催いたしまして、延べ230人の入場者でございました。</p> <p>他よろしいですか。ではないようでしたら、本日については以上をもちまして、議事日程はすべて議了いたしました。</p> <p>これをもちまして11月の教育委員会定例会を閉会いたします。</p> <p>次回、令和4年12月23日午前10時からの開催といたしますので、よろしく申し上げます。本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。</p>
------------	--

令和 年 月 日

教育長名

署名委員名